## 平成二十一年法務省令第五十三号※この法令は廃止されています。

要件を定める省令表の技能実習の項の下欄に規定する団体の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の

下欄第一号ロに規定する法務省令で定める要件第二百十九号)別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ及び難民認定法(以下「法」会を次のように定める。 という。)別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令を次のように定める。 という。)別表第一の二の表の技能実習の項という。)別表第一の二の表の技能実習の項という。)別表第一の二の表の技能実習の項という。)別表第一の二の表の技能実習の項という。)別表第一の二の表の技能実習の項を決して、

と。

ないう。)が次のいずれかに該当するこ
体」という。)が次のいずれかに該当するこ行う営利を目的としない団体(以下「監理団行技能等」という。)を修得する活動の監理を 技能実習生の技能、技術又は知識(以下

次の各号のいずれにも該当することとす

第六十四号)第四章の職業訓練法人 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律 企業団体(実習実施機関が当該中小企業団企業団体(実習実施機関が当該中小企業団 上二年法律第百八十五号)第三条の中小三十二年法律第

漁業を営む場合に限る。)

「四十二号)第二章の漁業協同組合(実
二百四十二号)第二章の漁業協同組合(実

人(トに掲げるものを除く。)
号)第二条の公益社団法人又は公益財団法に関する法律(平成十八年法律第四十九に関する法律(平成十八年法律第四十九に関する法律(平成十八年法律第四十九

左里団体が分うくいっへきでつっていた。 大臣が告示をもって定める監理団体 - イからホまでに掲げるもののほか、法容

監理団体が前号のイからへまでのいずれかに該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方に該当する場合は、我が国の国若しくは地方には、我が国の国若しくは地方に対している場合は、我が国の国若しくは地方に対している場合は、我が国の国若している。

二の二 監理団体が、不正行為(出入国管理及の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動の項下欄第十六号の表別表第一号口に掲げる活動の項下欄第十六号の表第一号口に掲げる外国人の技能実習の項の下欄で。)を行った場合は、直ちに、当該不正行為をいう。以下この号及び次号において同行為をいう。以下この表の技能実習の項の下欄に。)を行った場合は、直ちに、当該不正行為に関する事実を当該監理団体の所在地を管轄の記憶である。

三 監理団体の役員で当該技能実習の運営については、監理団体の他の役員が行うこととされていること。ただし、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者又は職し、当該役員が実習実施機関の経営者ととされていること。ととされていること。

る措置を講じていること。 四 監理団体が技能実習生からの相談に対応す

と。 
東施機関の確保に努めることとされているこ実施機関の確保に努めることとされているこす能となった場合に、監理団体が新たな実習工 実習実施機関における技能実習の継続が不

負担することとなる機関に対してその金額及合は、技能実習生を受け入れる前に、費用を六 監理団体が監理に要する費用を徴収する場

|公益財団法| 七 監理団体の役員又は職員(当該団体の監理律第四十九| 接又は間接に負担をさせないこと。| び使途を明示するとともに、技能実習生に直

監理団体の役員又は職員(当該団体の監理いること。
 監理団体の役員又は職員(当該団体の監理いること。

 監理団体の役員又は職員が、実習実施機関 了の日から一年以上保存することとされていること。
 監理団体の役員又は職員が、実習実施機関 のにおいて行われる技能実習の実施状況につい 正な実施について指導することとされている 正な実施について指導することとされている 正な実施について指導することとされている 正な実施について指導することとされている こと及び当該指導に係る文書を作成し、その こと及び当該指導に係る文書を作成し、その こと及び当該指導に係る文書を作成し、その こと及び当該指導に係る文書を作成し、その こと及び当該指導に係る文書を作成し、その ことを

のいずれにも該当することとする。 は、前条第一号及び第二号の二から第六号までは、前条第一号及び第二号の二から第六号まで は、前条第一の名の技能実習の項の下

## 附則

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法第一条 がを改正する等の出入国管理に関する特例法の一離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一離脱した者等の出入国管理と関する特別法の一度が表示。

## (経過措置)

第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認第二条 改正法附則第六条に規定する在留資格認

関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公別団法人に関する法律及び公益社団法人及び一般を開ける法別団法人には、一般社団法人及び一般第三条第一条第一号へに規定する公益社団法人

附 則 (平成二四年九月二八日法務省令社団法人又は特例財団法人を含むものとする。律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例

## 第三七号) 抄附 則 (平成二四年九月二八日法務省令

(施行期日)

定する団体の要件を定める省令の一部改正に伴法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規法的表による出入国管理及び難民認定の施行する。

表の技能実習の項下欄第一号ロに規定する要件定による証明書の交付に係る法別表第一の二の第十条 施行日前に申請された法第七条の二の規う経過措置)

第十一条 施行日前に法第七条の二第一項に基づき交付を受けた証明書を所持し施行日後に法第六条第二項の申た者に係る法別表第一の二の表の技能下欄第一号口に規定する要件及び前項の規定により施行日後に法第七条の二第一項に基づき交付を受けた証明書を所持し法第六条第二項の申請を行った者に係る法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号口に規定する要件及び前項の規定により施行日後に法第七条の二第一項に基づ下機等で行った者に係る法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号口に規定する要件については、なお従前の例による。